

京都市訓令甲第 2 号
事 業 所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和5年5月2日

京都市長 門 川 大 作

別表第1第2類の款建設局土木管理部の項中「土木事務所」を「土木みどり事務所」に改め、同款建設局みどり政策推進室の項を削る。

別表第3医療衛生推進室長の項第1号を削り、同項第2号中「予防接種法及び」を削り、同号を同項第1号とし、同項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項の次に次の1項を加える。

医療衛生推進室 予防接種担当部 長	(1) 予防接種用接種液の調達決定及びこれに伴う経費の支出決定に関すること。 (2) 予防接種法による公費負担医療に係る経費の支出決定に関すること。
-------------------------	---

別表第5土木事務所長の項中「土木事務所長」を「土木みどり事務所長」に改め、同項第7号中「土木事務所」を「土木みどり事務所」に改め、同項第21号を同項第25号とし、同項第13号から第20号までを4号ずつ繰り下げ、同項第12号中「第14号」を「第18号」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第11号を第15号とし、第10号を第14号とし、第9号を第13号とし、第8号の次に次の4号を加える。

- (9) 都市公園法第6条による占用許可及び京都市都市公園条例（次号及び第11号において「条例」という。）第3条による許可に関すること。
- (10) 条例第6条による利用の禁止及び制限に関すること。
- (11) 条例第12条の3第1項による使用料の減免で、街区公園における都市公園法第7条第1項第6号に掲げる工作物の占用又は条例第3条第1項各号に掲げる行為に係るものに関する事。ただし、公用又は公益に関するものに限る。
- (12) 都市公園台帳の作成に関する事。

別表第5京北・左京山間部土木事務所長の項中「京北・左京山間部土木事務所長」を「京北・左京山間部土木みどり事務所長」に改め、同項第1号中「土木管理部」の右に「及びみどり政策推進室」を加える。

別表第5みどり管理事務所長の項を削る。

附 則

この訓令は、令和5年5月8日から施行する。

(行財政局人事部人事課)